

監第 1401 号  
令和6年1月29日

関係各課（廃）長 様

土 木 部 長  
（公 印 省 略）

令和6年能登半島地震における円滑な発注及び施工体制の確保について

令和6年能登半島地震の被災地域においては、災害復旧工事等（災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等）や建設工事等（調査・設計・測量等を含む）について、調達環境の変化や作業条件の制約が起こることが見込まれることから、円滑かつ適切な執行を図るため、下記の対応について徹底をお願いします。

記

1. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

被災地域においては、調達環境の変化、建設資材輸送時間の遅延や地域外からの労働者確保、作業条件の制約などがあることを踏まえ、被災地域の実態に即した実勢単価を反映するため積極的に見積を活用した積算や、施工箇所が点在する工事では箇所毎に間接費を算出<sup>※①</sup>するなど、適正な予定価格の決定を行うこと。

また、受注者に対し、工事請負契約書第25条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」<sup>※②</sup>に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更」<sup>※③</sup>及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」<sup>※④</sup>など、適切な支払いとなるように務めること。

2. 他の発注者との調整等について

他の発注者と情報交換などを行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、適切な工期設定や余裕期間制度<sup>※⑤</sup>の活用など、資機材、労働者等の確保に支障が生じないよう配慮すること。

3. 施工段階における対応について

打合せなどの実施にあたっては、受発注者協議の上、可能な限り電話、インターネット等を活用することや、工事の立会等においても遠隔臨場<sup>※⑥</sup>を積極的に活用すること。

（事務担当）  
土木部監理課  
技術管理室  
TEL 076-225-1787

※①施工箇所が点在する工事では箇所毎に間接費を算出

- ・積算基準書「第11章 施工箇所が点在する工事の積算」

※②賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

- ・石川県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用について  
(令和4年6月28日付監第453号土木部長)
- ・工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル  
(令和4年8月 石川県)

※③遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更

- ・遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更について  
(令和6年1月29日付監理第1384号土木部長)

※④地域外からの労働者確保に要する設計変更

- ・地域外からの労働者確保に要する設計変更について  
(令和6年1月29日付監理第1385号土木部長)

※⑤余裕期間制度

- ・建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)の試行について  
(令和2年5月15日付監理第148号土木部長、農政第568号農林水産部長)

※⑥遠隔臨場

- ・建設現場における遠隔臨場に関する試行要領の改定について  
(令和5年3月24日付監理第1754号土木部長)